

令和2年度からの 後期高齢者医療保険料・ 国民健康保険税率をお知らせします



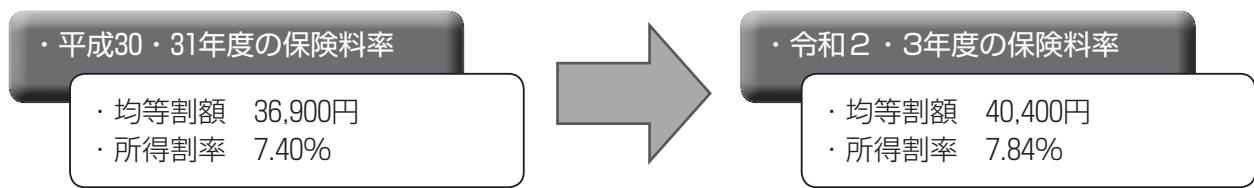
新潟県後期高齢者医療広域連合
HPページ

●問い合わせ
新潟県後期高齢者医療広域連合
業務課 資格保険料係
☎025-285-3222
税務課保険税係 ☎53-2111
(内線2151、2152)

● 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度を運営するための費用は、公費負担のほか、被保険者が納める保険料と若い世代からの支援金により賅うこととされています。

年々、1人当たりの医療費が増加する中で、高齢者人口の拡大や、若い世代からの支援金の割合縮小などにより、これまでの保険料率では財源不足が見込まれることから、令和2年度からの保険料率の引き上げを行いました。



※均等割額は世帯の所得状況に応じて軽減される場合があります

◆保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で賦課します。

● 国民健康保険税

国民健康保険税の税率は、平成30年度の制度改正で導入された納付金を県に納付するため、県が示す標準保険料率を参考に決定することとなっています。

県から示された令和2年度の納付金を納付するためには、市の加入者の減少や高齢化に加え、1人当たりの医療費が増加している状況から、これまでの税率では財源不足が見込まれるため、税率を改定しました。

改定にあたっては、県が示した標準保険料率よりも伸び幅を抑え、急激な負担増加とならないように改定しました。国民健康保険制度を持続可能なものとし、安定した財政運営を図るためにも、ご理解をお願いいたします。

◆令和2年度の保険税率・賦課限度額

課税区分	平成31年度 (改定前)	令和2年度 (改定後)	比較	
医療分 (加入者全員)	所得割率	6.30%	7.45%	1.15%
	均等割額	20,500円	23,000円	2,500円
	世帯平等割額	14,600円	16,400円	1,800円
	賦課限度額	61万円	63万円	2万円
後期高齢者支援金分 (加入者全員)	所得割率	2.80%	2.80%	改定なし
	均等割額	12,300円	12,300円	改定なし
	賦課限度額	19万円	19万円	改正なし
介護納付金分 (40～64歳の加入者)	所得割率	2.40%	2.60%	0.20%
	均等割額	13,900円	14,600円	700円
	賦課限度額	16万円	17万円	1万円

※均等割額、世帯平等割額は世帯の所得状況に応じて軽減される場合があります

◆保険税額の決め方

保険税額は世帯主および被保険者の所得や被保険者数などから世帯単位で賦課され、世帯主が納税義務者となります。

※令和2年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書および国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に発送予定です